

臨時休園期間の延長についてお知らせとお願い

私立学校園における令和2年5月11日（月）以降の臨時休業等について、下記のとおり大阪府から要請がありました。（私立幼稚園にかかわる部分を抜粋）

記

- (1) 令和2年5月11日（月）から5月31日（日）までの間、府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等課程を置く専修学校及び各種学校のうち外国人学校を臨時休業としてください。※ただし、今後における府域の感染状況等を踏まえ、変更することがあります。
 - ・通常の授業、部活動は行わず、学校行事（入学式や始業式等）は実施しないでください。
- (2) 臨時休業の間、小学校3年生以下の児童・園児のうち、ひとり親家庭や共働き家庭等、保護者の事情により自宅でひとりになる子どもについては、これまでと同様、居場所の確保等に可能な限り配慮いただきますようお願いいたします。
- (3) その他
 - ・各学校の教職員、児童生徒について、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合や保健所等により濃厚接触者とされた場合には、速やかに大阪府私学課へのご報告をお願いいたします。
- (4) 幼稚園における臨時休業中の対応について
幼稚園については、府教育委員会から市町村立幼稚園に対して登校日設定を要請していません。一方、園児等の心身の状況の把握や保護者とのコミュニケーションに努めていただくことは重要ですので、私立幼稚園においても、それぞれの園の実情に合わせて、保護者の方々と十分意思疎通を図りながら、園児等の心身の状況の把握等に努めていただいております。その際にも、別途お願いしております園児の居場所の確保を行っていただく場合と同様、府立学校の方針を参考に、感染拡大防止等について十分ご配慮ください。
- (5) 新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き情報の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

本園もこの要請にもとづき、**5月31日(日)まで臨時休園期間を延長すること**といたします。

ただし、社会情勢によっては期間変更の可能性があります。保護者の皆様には何かとご不便、ご心配をおかけすることになりますが、園児のみなさんの健康を第一に考えてのことですので、どうぞご理解、ご協力をお願いいたします。

- ① 臨時の登園日について
府教育委員会から市町村立幼稚園に対して登校日設定を要請していません。とありますように新入・進級後一度も登園していない幼児が、「三密」にならないよう活動することは非常に困難であるため、緊急事態宣言下において登園日を設定すべきかどうか検討しています。
- ② 臨時休園期間中の預かり保育について
4月8日からの対応を継続します。
- ③ 医療機関から新型コロナウイルス感染症（疑い※、濃厚接触者）と診断された場合は、速やかに園へ連絡してください。（※新型コロナウイルス検査対象となった場合）